

石川県公報

令和2年10月20日
第13350号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	目次	公安委員会
○自衛官候補生の募集	(市町支援課) 1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 2
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課) 1	

告示

石川県告示第353号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和2年度自衛官候補生採用試験の試験期日、募集期間、試験場等を次のとおり告示する。

令和2年10月20日

石川県知事 谷本正憲

1 試験期日及び募集期間

令和3年3・4月採用予定者

(令和2年11月～12月実施分)

試験期日	募集期間
令和2年11月21日	令和2年11月18日 17時まで
〃 12月5日	〃 12月2日 17時まで

2 試験場

受付時に通知

3 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊石川地方協力本部から志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、自衛隊石川地方協力本部に提出すること。

4 その他

応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部市町支援課に行うこと。

公告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年10月20日

石川県知事 谷本正憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ト21番2、河北郡津幡町字潟端ト32番4及び農道の無籍地の一部	幅員 4.00m 延長 22.97m	金沢市保古1丁目28番地 株式会社ハクトー	令和2年10月7日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第116号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月20日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢西警察署管内の表62の項及び63の項を次のように改める。

62	削	除
63	削	除

別表第13（車両通行帯）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

236	県道向粟崎安江町線	金沢市千田町ハ32番地1先から 金沢市千田町ハ31番地1先まで	3本	約30 メートル
237	県道向粟崎安江町線	金沢市千田町ニ14番地先から 金沢市千田町ニ15番地先まで	3本	約30 メートル

別表第13（車両通行帯）津幡警察署管内の表に次のように加える。

34	一般県道八野高松線	かほく市高松甲16番地93先から かほく市高松甲部16の8番地先まで (県道高松交差点方向から高松IC交差点に至る方向)	2本	約40 メートル
----	-----------	--	----	-------------

別表第13（車両通行帯）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

11	主要地方道志賀田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚ぬ92番1先から 羽咋郡志賀町上棚ぬ92番1先（上棚矢駄IC交差点）まで (中能登町方面から上棚矢駄ICに至る方向)	2本	約40 メートル
----	-------------	--	----	-------------

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

227	県道向粟崎安江町線	金沢市千田町ハ32番地1先から 金沢市千田町ハ31番地1先まで	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は直進左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
228	県道向粟崎安江町線	金沢市千田町ニ14番地先から 金沢市千田町ニ15番地先まで	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は直進左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）津幡警察署管内の表に次のように加える。

35	一般県道八野高松線	かほく市高松甲16番地93先から かほく市高松甲部16の8番地先まで (県道高松交差点方向から高松IC交差点に至る方向)	約40 メートル	2本	終日	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進とする。
----	-----------	--	-------------	----	----	--

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

8	主要地方道志賀 田鶴浜線	羽咋郡志賀町上棚ぬ92番 1 先から 羽咋郡志賀町上棚ぬ92番 1 先（上棚 矢駄 I C 交差点）まで	約40 メートル	2 本	終日	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左 折、2 番目の車両通行帯 は直進とする。
---	-----------------	--	-------------	-----	----	--

